

平成25年度指導監査等の結果概要

1 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「平成25年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(平成25年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 法人運営関係（適正な法人運営の確保がされているか等）
- ② 施設整備関係（資金計画・契約手続等が適切であるか等）
- ③ 施設等運営関係（適正かつ明確な会計事務処理が行われているか等）
- ④ 施設利用者等への処遇（特性に応じた個々の処遇、職員人権研修の充実、身体拘束・虐待防止に努めているか等）
- ⑤ 安全対策（避難訓練等が十分に行われ、非常災害の際の利用者の安全対策が確保されているか等）

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人

実施数	対象数
44法人	86法人

(注) 対象数は、平成25年度当初の法人数です。

② 社会福祉施設

区分	実施数	対象数
生活保護施設	2	3
婦人保護施設	0	1
児童福祉施設	229(うち保育所218)	457(うち保育所428)
老人福祉施設	102	356
障害者支援施設	11	41
計	344施設	858施設

(注) 対象数は、平成25年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した44法人のうち、43法人に対し、365件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 組織運営に関するもの 120件 (32.9%)

- ・ 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施である。
- ・ 定款の不備又は実態と乖離している。
- ・ 理事会、評議員会の議事録の記録および保存が不適切である。
- ・ 役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備である。
- ・ 役員報酬等の不適切な支給がある。

イ 事業に関するもの 3件 (0.8%)

- ・ 定款上の事業と実際行われている事業が不一致
- ・ 収益事業に係る会計処理が不適切

ウ 管理に関するもの 242件 (66.3%)

うち会計処理関係 202件 (55.3%)

- ・ 経理事務処理が不十分である。
- ・ 経理規程が未整備又は実態と乖離している。
- ・ 決算関係書類が不適切、誤りがある。
- ・ 諸帳簿の整備が不適切
- ・ 入所者預り金の取扱いが不適切である。
- ・ 寄附金の取扱いが不適切である。

その他 40件 (11.0%)

- ・ 資産総額等が未登記又は登記遅延。
- ・ 苦情解決の仕組みが未整備、又は不十分である。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した344施設のうち、285施設に1,461件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 592件 (40.5%)

- ・ 苦情処理窓口が未設置等、苦情解決の体制が整備されていない。
- ・ 定期の健康診断、衛生管理および感染症等への対応が不十分である。
- ・ 給食における必要な栄養所要量の確保が不十分である。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 869件（59.5%）

- ・ 就業規則や給与規程等の諸規程と実態が乖離している。
- ・ 職員処遇において労働関係法が遵守されていない。
- ・ 消火避難訓練が不十分である。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 44法人 指摘 43法人	I 組織運営	120 (32.9%)
	1 定款変更等の状況	23
	2 役員等の構成の状況	70
	3 理事会の状況	21
	4 評議員会の状況	3
	5 監事監査の状況	3
	II 事業	3 (0.8%)
	1 社会福祉事業の実施状況	2
	2 公益事業の実施状況	0
	3 収益事業の実施状況	1
III 管理	242 (66.3%)	
	1 人事管理の状況	3
	2 資産管理の状況	26
	3 会計処理の状況	202
4 その他	11	
計	—	365 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

指摘項目	適切な入所者処遇の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	処遇の充 実	生活環境 の確保	自立支援 援助 その他	運営体制 の確立	職員確保、 処遇充実	防災対策 の取組 その他	
生活保護施設	1	1	0	0	0	4	6
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	332	29	1	93	288	142	885
老人福祉施設	187	21	3	188	15	104	518
障害者支援施設	15	0	2	10	0	25	52
計	535	51	6	291	303	275	1,461
実施344施設	36.6%	3.5%	0.4%	19.9%	20.7%	18.8%	100.0%
指摘285施設	592 (40.5%)			869 (59.5%)			

(注) 1 児童福祉施設には、保育所および障害児施設を含みます。

2 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成25年度は、10法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施していますが、平成25年度は対象となる法人および施設はありませんでした。

(6) 市との連携について

平成25年4月1日から社会福祉法人認可事務と法人指導監査の権限の一部が市へ移譲されたため、市と合同で法人役員等に研修会を実施しました。

また、市職員を対象に研修会を開催し、権限移譲された事務等が円滑に進むよう支援しました。

- 平成25年5月17日に開催した社会福祉法人役員および幹部職員研修会において、権限移譲について説明しました。

- ・対象法人 311法人中254法人が出席（平成25年5月1日現在）

- 平成25年12月11日社会福祉法人の会計担当者や市担当者を対象に新会計基準について、研修会を開催しました。

- 市担当者会議（研修会）を開催し、新会計基準や指導監査調書の説明を行いました。

	開催日	出席者数
第1回研修会	平成25年 4月 9日	29名
第2回 "	平成25年 4月23日	29名
第3回 "	平成25年 4月24日	26名
第4回 "	平成25年 5月 2日	26名
第5回 "	平成25年12月11日	27名

- 市の要請を受けて、市が実施する指導監査に担当職員が立会いました。

- ・平成25年2月28日 志摩市

- ・平成25年3月7日 志摩市

- 円滑な指導監査を実施するため、県庁において県・市連絡会議を開催しました。

開催日	参加人数
平成25年6月10日	14市28名
平成25年10月7日	13市25名
平成26年2月24日	12市21名

(参考)

所轄庁ごとの社会福祉法人および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉 法人数	所轄社会福祉 施設数
津市	44	—
四日市市	30	—
伊勢市	23	—
松阪市	26	—
桑名市	17	—
鈴鹿市	31	—
名張市	7	—
尾鷲市	2	—
亀山市	9	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	9	—
志摩市	3	—
伊賀市	8	—
県	86	719
国	9	—
計	312	

- (注) 1 社会福祉法人数は、平成26年4月1日現在
2 社会福祉施設数は、平成25年4月1日現在
3 国・県・市の指導監督となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
719施設の指導監査は、県が実施します。

2 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「平成25年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施し、必要な場合は介護保険法に基づく改善勧告を行うとともに、行政処分が相当とされた事業所については、長寿介護課に報告しました。

なお、全ての介護保険サービス事業所に対して、地区別に集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（平成25年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等）
- ② サービスの質の確保・向上（個々の計画に沿ったサービスの提供・身体拘束の原則禁止・利用者等への説明責任・苦情への対応等が適切に行われているか等）
- ③ 危機管理への取組（防災対策および災害時の消火並びに避難・通報体制の確保、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等）
- ④ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか）
- ⑤ 居宅介護支援事業所の運営状況（アセスメント・モニタリングの実施、サービス担当者会議の開催、利用者の同意等の要件を満たさない場合に減額して報酬を請求しているか）
- ⑥ 職員による虐待行為（身体的・心理的虐待、介護放棄を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象4, 983介護施設・事業所のうち、190介護施設・事業所に実地指導を、46事業所に随時監査を実施しました。

また、集団指導（講習会）を4, 469介護施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導 (延4日)	4, 469	4, 983
2 実地指導		
(介護給付サービス事業)		
訪問介護事業所	17	517
訪問入浴介護事業所	3	39
訪問看護事業所	2	105
訪問リハビリテーション事業所	0	14
居宅療養管理指導事業所	4	46
通所介護事業所	33	778
通所リハビリテーション事業所	1	83
短期入所生活介護事業所	14	167
短期入所療養介護事業所	1	86
特定施設入居者生活介護事業所	1	46
福祉用具貸与事業所	1	122
特定福祉用具販売事業所	1	124
居宅介護支援事業所	25	614
介護老人福祉施設	10	121
介護老人保健施設	1	66
介護療養型医療施設	0	26
小計	114	2, 954
(予防給付サービス事業)		
訪問介護事業所	17	501
訪問入浴介護事業所	3	35
訪問看護事業所	2	101
訪問リハビリテーション事業所	0	12
居宅療養管理指導事業所	4	46
通所介護事業所	32	752
通所リハビリテーション事業所	1	59
短期入所生活介護事業所	13	158
短期入所療養介護事業所	1	83
特定施設入居者生活介護事業所	1	40
福祉用具貸与事業所	1	119
特定福祉用具販売事業所	1	123
小計	76	2, 029
計	190	4, 983
3 随時監査		
訪問介護事業所	5	—
訪問看護事業所	1	—
通所介護事業所	12	—
通所リハビリテーション事業所	1	—
短期入所生活介護事業所	1	—
特定施設入居者生活介護事業所	2	—
居宅介護支援事業所	3	—
小計	25	—
介護予防訪問介護事業所	4	—
介護予防訪問看護事業所	1	—
介護予防通所介護事業所	12	—
介護予防通所リハビリテーション事業所	1	—
介護予防短期入所生活介護事業所	1	—
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	2	—
小計	21	—
計	46	—

(注) 「対象数」は年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む)です。

(3) 実地指導結果

① 介護給付サービス事業分

指導を実施した114介護施設・事業所のうち、112介護施設・事業所に718件の改善指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの 35件(4.9%)

- ・ 生活相談員としての配置が明確でない。
- ・ 看護職員の員数について、単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されていない。
- ・ 機能訓練指導員としての配置が明確でない。

イ 運営基準に関するもの 572件(79.7%)

- ・ 利用者の心身の状況等の把握について、適切に行われていない。
- ・ 利用料等の受領について、重要事項説明書等に記載がなく、利用者への説明や同意が適切に行われていない。
- ・ 個別ケア計画の作成にあたって、目標やサービス内容等を具体的に記載していない。
- ・ 個別ケア計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない。
- ・ サービス担当者会議が開催されていない、また意見照会も行われていない。
- ・ 雇用契約書等により事業所における従業員の勤務体制を明確にしていない。
- ・ 非常災害対策について、サービス提供時における非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報および連絡体制等を定めた具体的な計画の作成に努めること。
- ・ 秘密保持について、従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な対策を講じること。
- ・ 重要事項説明書に記載する苦情相談窓口に市町担当課の記載がない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの 94件(13.1%)

- ・ 個別機能訓練加算について、取扱いが不十分である。
- ・ 運営基準減算について、要件に該当するにもかかわらず、行われていない。
- ・ 特定事業所加算の要件を満たしていない。
- ・ 独居高齢者加算について、少なくとも月1回、単身で居住している旨を確認し、結果を記録していない。
- ・ 身体拘束廃止未実施減算について、要件に該当するにもかかわらず、行われていない。
- ・ 栄養マネジメント加算について、取扱いが不十分である。

② 予防給付サービス事業分

指導を実施した76介護事業所のうち、49介護事業所に290件の改善指示および指導を行いました。主な内容は次のとおりです。

- ア 人員基準に関するもの** 19件（6.6%）
- ・ 生活相談員としての配置が明確でない。
 - ・ 看護職員の員数について、単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されていない。
 - ・ 機能訓練指導員としての配置が明確でない。
- イ 運営基準に関するもの** 185件（63.8%）
- ・ 利用者の心身の状況等の把握について、適切に行われていない。
 - ・ 利用料等の受領について、重要事項説明書等に記載がなく、利用者への説明や同意が適切に行われていない。
 - ・ 個別ケア計画の作成にあたって、目標やサービス内容等を具体的に記載していない。
 - ・ 雇用契約書等により事業所における従業員の勤務体制を明確にしている。
 - ・ 非常災害対策について、サービス提供時における非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報および連絡体制等を定めた具体的な計画の作成に努めること。
 - ・ 秘密保持について、従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な対策を講じること。
 - ・ 重要事項説明書に記載する苦情相談窓口に市町担当課の記載がない。
- ウ 支援の方法に関する基準に関するもの** 42件（14.5%）
- ・ 利用者の状態、サービスの提供状況等について、月に1回以上、介護予防支援事業者に報告していない。
 - ・ 計画期間が終了するまでに、一度もモニタリングを行っていない、若しくは、その結果を介護予防支援事業者に報告していない。
- エ 介護給付費の算定に関するもの** 38件（13.1%）
- ・ 運動器機能向上加算について、取扱いが不十分である。
 - ・ 口腔機能向上加算について、取扱いが不十分である。

なお、平成25年度実地指導による介護報酬の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額（円）
21	26,842,194

（注）過誤調整額は、平成26年4月末までに確定した金額です。

指定介護保険施設・事業所実地指導の指摘項目

表4 介護給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	介護給付 費の算定	その他	計
訪問介護事業所		6	80	4	2	92
訪問入浴介護事業所		1	4	1	—	6
訪問看護事業所		—	7	—	—	7
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	6	—	—	6
通所介護事業所		20	193	28	5	246
通所リハビリテーション事業所		—	8	1	—	9
短期入所生活介護事業所		2	68	5	5	80
短期入所療養介護事業所		—	6	2	—	8
特定施設入居者生活介護事業所		—	8	—	—	8
福祉用具貸与事業所		—	2	1	—	3
特定福祉用具販売事業所		—	2	—	—	2
居宅介護支援事業所		3	116	31	1	151
介護老人福祉施設		3	65	18	4	90
介護老人保健施設		—	7	3	—	10
介護療養型医療施設		—	—	—	—	—
計						
〔実施 114施設・事業所〕		35	572	94	17	718
〔指摘 112施設・事業所〕		4.9%	79.7%	13.1%	2.4%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

表5 予防給付サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	支援基準 関係	給付費 の算定	その他	計
訪問介護事業所		5	50	11	3	1	70
訪問入浴介護事業所		—	—	—	—	—	—
訪問看護事業所		—	6	—	—	—	6
訪問リハビリテーション事業所		—	—	—	—	—	—
居宅療養管理指導事業所		—	6	—	—	—	6
通所介護事業所		14	92	29	30	5	170
通所リハビリテーション事業所		—	8	—	1	—	9
短期入所生活介護事業所		—	16	1	2	—	19
短期入所療養介護事業所		—	5	1	1	—	7
特定施設入居者生活介護事業所		—	—	—	—	—	—
福祉用具貸与事業所		—	2	—	1	—	3
特定福祉用具販売事業所		—	—	—	—	—	—
計							
〔実施 76施設・事業所〕		19	185	42	38	6	290
〔指摘 49施設・事業所〕		6.6%	63.8%	14.5%	13.1%	2.1%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた13事業者の46介護事業所に監査を実施し、そのうち39介護事業所に対して319件の改善指導を行いました。

このうち、7事業所に改善勧告を行いました。

改善勧告および改善指導を行った主な内容は次のとおりです。

(勧告事項)

- ・ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録すること。
- ・ サービス提供責任者は、常勤専従の訪問介護員等を配置すること。
- ・ 事業者は、通院乗降介助サービスの提供を行う場合は、道路運送法等に基づく手続きを行うこと。

(指導事項)

- ・ 事業所の屋外でサービスを提供する場合は、あらかじめ通所介護計画に位置付けるなど適正に行うこと。
- ・ 事業所に、生活相談員、介護職員および看護職員等の人員基準上必要とされる職員が配置されていない状況が長期にわたって継続していたので、人員基準を遵守すること。

また、監査の結果、行政処分が相当とされた2事業者3事業所に対し、下記のとおり指定取消等の行政処分が行われ、3事業所に介護報酬の返還を求めました。

行政処分事業者一覧

事業者名	事業種類	事業所名	処分日および内容
特定非営利活動法人 陽光会	訪問介護	特定非営利活動法人 陽光会指定訪問 介護事業所	平成25年4月1日 指定取消
株式会社ナギの樹	通所介護 介護予防通所介護	デイサービス桃の木 デイサービス桃の木	平成25年5月1日 指定効力停止1か月

行政処分に伴う介護報酬の返還額は、次のとおりです。

事業所数	返還額 (円)
3	3, 775, 522

(注) 返還額は、平成26年4月末までに確定した金額で、40%の加算額を含みません。

なお、平成25年度監査による介護報酬の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	返還額 (円)
3	4, 746, 625

(注) 返還額は、平成26年4月末までに確定した金額です。

3 障害福祉サービス事業所

(1) 事業所の実地指導および監査

「平成25年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」に基づき、障害福祉サービス事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費の請求があった事業所には指導を行い、改善を図りました。

(2) 実施状況

1, 292指定施設・事業所のうち60施設・事業所に実地指導を、7事業所に随時監査を実施しました。また、集団指導（講習会）を1, 149施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表6 実地指導等の実施状況

指導・監査の種類	実施数	対象数
1 集団指導	1, 149	1, 292
2 実地指導		
居宅介護事業所	8	266
重度訪問介護事業所	6	193
同行援護事業所	1	99
行動援護事業所	0	11
短期入所事業所	2	65
重度障害者等包括支援事業所	0	0
療養介護事業所	0	5
生活介護事業所	3	138
自立訓練（機能訓練）事業所	0	1
自立訓練（生活訓練）事業所	2	14
就労移行支援事業所	3	17
就労継続支援（A型）事業所	16	42
就労継続支援（B型）事業所	12	154
障害者支援施設	1	41
共同生活介護事業所	2	64
共同生活援助事業所	2	76
地域移行支援事業所	1	23
地域定着支援事業所	1	21
児童発達支援事業所	0	23
医療型児童発達支援事業所	0	0
放課後等デイサービス事業所	0	27
保育所等訪問支援事業所	0	3
福祉型障害児入所施設	0	4
医療型障害児入所施設	0	5
計	60	1, 292
3 随時監査		
居宅介護事業所	2	—
重度訪問介護事業所	1	—
自立訓練（生活訓練）事業所	1	—
就労移行支援事業所	1	—
就労継続支援（A型）事業所	1	—
就労継続支援（B型）事業所	1	—
計	7	—

(注) 「対象数」は年度当初の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した60施設・事業所のうち、54施設・事業所に472件の指摘を行いました。

主な内容は次のとおりです。

- ア 人員に関する基準に関するもの** 18件 (3.8%)
- ・ 従業員の員数が基準を満たしていない。
 - ・ サービス管理責任者が基準を満たしていない。
- イ 運営に関する基準に関するもの** 382件 (80.9%)
- ・ 内容および手続きの説明、同意が適切に行われていない。
 - ・ サービス提供の記録が不十分である。
 - ・ 計画の作成が適切でない。
 - ・ 勤務体制が明確でない。
 - ・ 非常災害対策が不十分である。
 - ・ 秘密保持のための必要な措置を講じていない。
 - ・ 苦情処理の対応が不十分である。
- ウ 介護給付費等の算定に関するもの** 53件 (11.2%)
- ・ 計画未作成減算を行っていない。
 - ・ 欠席時対応加算の対応内容が不十分である。
 - ・ 施設外就労加算の要件を満たしていない。

なお、平成25年度実地指導による介護給付費等の過誤調整（自主返還）額は、次のとおりです。

事業所数	過誤調整額（円）
8	13,714,439

(注) 過誤調整額は、平成26年4月末までに確定した金額です。

指定障害福祉サービス事業所等実地指導の指摘項目

表7 障害福祉サービス事業

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所		3	3 5	3	3	4 4
重度訪問介護事業所		1	1 1	1	1	1 4
同行援護事業所		—	—	—	—	—
短期入所事業所		—	1	1	1	3
生活介護事業所		3	1 7	3	—	2 3
自立訓練（生活訓練）事業所		—	1 0	2	—	1 2
就労移行支援事業所		—	2 7	1	2	3 0
就労継続支援（A型）事業所		7	1 0 9	2 4	6	1 4 6
就労継続支援（B型）事業所		1	1 2 1	1 2	3	1 3 7
障害者支援施設		—	7	—	1	8
共同生活介護事業所		1	9	1	1	1 2
共同生活援助事業所		—	3 0	5	1	3 6
地域移行支援事業所		1	3	—	—	4
地域定着支援事業所		1	2	—	—	3
児童発達支援事業所		—	—	—	—	—
放課後等デイサービス事業所		—	—	—	—	—
福祉型障害児入所施設		—	—	—	—	—
計						
〔 実施 60施設・事業所 〕		1 8	3 8 2	5 3	1 9	4 7 2
〔 指摘 54施設・事業所 〕		3.8%	80.9%	11.2%	4.0%	100.0%

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 随時監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の7事業所に随時監査を実施し、そのうち5事業所に対して20件の改善指導を行いました。

このうち、5事業所に改善勧告を行いました。

改善勧告および改善指導を行った主な内容は次のとおりです。

(勧告事項)

- ・ 事業所に、人員に関する基準に定める従業員を配置すること。
- ・ 事業所に、設備に関する基準に定める設備を設けること。

(指導事項)

- ・ サービスの提供の記録について、サービスを提供した実績に即して記録を作成すること。

なお、基準違反による介護給付費等の返還額は、次のとおりです。

事業所数	返還額 (円)
1	3,063,080

(注) 返還額は、平成26年4月末までに確定した金額です。

4 行政監査

(1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「平成25年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童・高齢者・障がい者等の福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

(2) 実施状況

区 分	実 施 数	対 象 数
県福祉事務所	0	4
児童相談所	5	5
市町福祉行政	14	29

(3) 指摘事項

① 児童相談所

監査を実施した5児童相談所に7件の指摘を行いました。

内容は次のとおりです。

措置等の実施状況 7件(100.0%)

② 市町福祉行政

ア 児童福祉行政関係

監査を実施した5市9町のうち、3市4町に7件の指摘を行いました。

内容は次のとおりです。

- i 要保護児童等の把握 1件(14.3%)
- ii 保育の実施事務処理状況 1件(14.3%)
- iii 保育所運営費の事務処理状況 3件(42.9%)
- iv 入所施設措置費等の事務処理の状況 2件(28.6%)

イ 高齢者福祉行政関係

監査を実施した5市9町のうち、2市3町に7件の指摘を行いました。

内容は次のとおりです。

- i 実施体制の確保 2件(28.6%)
- ii 適正な入所措置事務等の確保 4件(57.1%)
- iii 適正な費用徴収事務の確保 1件(14.3%)

ウ 身体障がい者・知的障がい者福祉行政関係

5市に監査を実施しましたが、指摘事項はありませんでした。

表8 児童相談所の指摘項目および件数

指摘項目 相談所	実施体制の 状況	要保護児童の実態 の把握および統計 事務処理の状況	措置等の実施 状況	各機関等との 連携状況	計
5児童相談所 (指摘5相談所)	0 —	0 —	7 100.0%	0 —	7 100.0%

表9 市町行政監査の指摘項目および件数

指摘項目 市 町	事務処理体 制の状況	要保護児童 等の把握	保育の実施 事務処理	保育所運営 費の事務	その他	計
児童福祉行政 実施5市9町 (指摘3市4町)	0 —	1 14.3%	1 14.3%	3 42.9%	2 28.6%	7 100.0%

指摘項目 市 町	実施体制の確保	適正な入所措置 事務等の確保	適正な費用徴収 事務の確保	計
高齢者福祉行政 実施5市9町 (指摘2市3町)	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%	7 100.0%
障がい者福祉行政 実施5市 (指摘なし)	0 —	0 —	0 —	0 —

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

5 新公益法人等立入検査

(1) 新公益法人の検査

健康福祉部が所管する1社団法人および2財団法人の検査を実施しました。

(2) 実施状況

区 分	実施数	対象数
新公益法人 ※1	3	22
社団法人	1	11
財団法人	2	11
特例民法法人 ※2	—	8
社団法人	—	4
財団法人	—	4
移行法人 ※3	—	38
社団法人	—	29
財団法人	—	9
計	3法人	68法人

(注) 「対象数」は25年度当初の健康福祉部所管法人です。

(※1) 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。

(※2) 公益法人制度改革による新制度への移行期間における公益法人です。

(※3) 特例民法法人から移行の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人となり、公益目的支出計画を実施中である法人です。

(3) 指摘事項

検査を実施した新公益法人3法人のうち、2法人（1社団法人、1財団法人）に2件の指摘を行いました。

- ア 公益認定基準遵守状況 1件（50%）
 - ・平成24年度決算で公益認定法第14条の基準を満たしていない。
- イ 法人の組織および内部統治（ガバナンス）の状況 1件（50%）
 - ・会計業務委託先の税理士が監事に就任している。
- ウ 定期報告書類および届出の状況 0件

6 その他

社会福祉法人、社会福祉施設の役職員の資質向上等を図ることを目的に、次の研修（指導）を実施しました。

研修会名	日数	対象法人	参加法人数	参加率
社会福祉法人役員 および幹部職員研修会	1	311	254	81.7%

(注)対象法人数には、平成25年度中に設立された法人数を含んでいます。